

2019年5月7日

各 位

会 社 名 株式会社NEW ART HOLDINGS
 代 表 者 名 代表取締役会長 白 石 幸 生
 (J A S D A Q ・ コード 7 6 3 8)
 問 合 せ 先 取 締 役 松 橋 英 一
 電 話 0 3 - 3 5 6 7 - 8 0 9 8

株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月7日開催の取締役会において、2019年6月27日開催予定の第25回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます）に、株式併合および定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

I. 株式併合について

1. 併合の目的

当社の株価は、1円当たりの株価変動率が相対的に大きく、投機的対象として株価の乱高下が生じやすい状況であるため、一般投資家の皆様への影響が大きくなっております。また、東京証券取引所では望ましい投資単位として5万円以上50万円未満という水準を明示しており、当社の株価はこの水準を下回っております。このような理由から、20株を1株に株式併合することにより当社株式の投資単位を適切な水準に調整することを目的としております。

2. 併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・割合 2019年10月1日をもって、2019年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数20株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（2019年3月31日現在）	332,527,514株
株式併合により減少する株式数	315,901,139株
株式併合後の発行済株式総数	16,626,375株

（注）「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および併合割合に基づき算出した理論値であります。

3. 併合により減少する株主数

2019年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	32,296名（100.00%）	332,527,514株（100.00%）
20株未満のみ保有	6,093名（18.87%）	34,834株（0.01%）
20株以上	26,203名（81.13%）	332,492,680株（99.99%）

（注）上記の株主構成を前提として本株式併合を行った場合、20株未満のみご所有の株主様6,093名（所有株式数の合計34,834株）は、株主としての地位を失うこととなります。

4. 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。

5. 併合の条件

第25回定時株主総会において、株式併合に関する議案が原案通り承認可決されることを条件といたします。

6. 主要日程

2019年 5月 7日 (火) (本日) 取締役会決議
2019年 6月 27日 (木) (予定) 第25回定時株主総会
2019年 9月 6日 (金) (予定) 株式併合公告
2019年 10月 1日 (火) (予定) 株式併合の効力発生日

7. その他

当社の単元株式数は100株となります。

II. 定款の一部変更について

1. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第5条 会社の発行可能株式総数は、7億株とする。 (新設)	(発行可能株式総数) 第5条 会社の発行可能株式総数は、66百万株とする。 附 則 第5条 (発行可能株式総数) の変更は、2019年10月1日から実施する。なお、本附則は第5条の変更の効力発生日後、削除されるものとする。

2. 効力発生日

2019年10月1日 (火)

但し、株式併合が原案通り承認可決されることを条件といたします。

以 上

(ご参考) 株式併合に関するQ&A

Q 1. 株式併合とはどのようなことですか？

A 1. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少数の株式にすることです。今回、当社では20株を1株に併合いたします。

Q 2. どうして株式併合するのですか？

A 2. 当社株価は、1円当たりの株価変動率が相対的に大きく、投機的対象として株価の乱高下が生じやすい状況であるため、一般投資家の皆様への影響が大きいことならびに東京証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を下回っていることを理由として、20株を1株に株式併合することにより当社株式の投資単位を適切な水準とすることを目的としております。

Q 3. 株主の所有株式数や議決権数はどうなりますか？

A 3. 株式併合後の株主様の所有株式数は、2019年9月30日の最終の株主名簿に記録された所有株式数に20分の1を乗じた数（1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は株式併合後の所有株式数100株につき1個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、所有株式数および議決権は次のとおりになります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式	議決権	ご所有株式	議決権	1株未満の端数株式
例1	20,000株	200個	1,000株	10個	なし
例2	2,202株	22個	110株	1個	0.1株
例3	200株	2個	10株	なし	なし
例4	15株	なし	なし	なし	0.75株

例1、例3に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。

例2、例4に該当する株主様は発生する端数株式につきましては、会社法第235条に基づきすべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じてお支払いいたします。この処分代金は2019年11月下旬にお支払いする予定でおります。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能となります。[具体的なお手続きおよびご不明な点につきましては、お取引されている証券会社または後記の当社株主名簿管理人（みずほ信託銀行）にお問い合わせください。](#)

また、効力発生前のご所有株式が、20株に満たない株主様（上記例4）は、株式併合によりすべての所有株式が端数株式となり株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたく存じます。

【お問い合わせ先】

（当社株主名簿管理人）

〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

電話：0120-288-324（フリーダイヤル）

Q 4. 株式併合により所有株式数が減少しますが、資産価値に影響がありますか？

A 4. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別とすれば、株主様をご所有されている当社株式の資産価値が変わることはありません。それは、ご所有の株式数は、併合前の20分の1となりますが、1株当たりの純資産額は20倍となるためです。また、株価につきましても、理論上は併合前の20倍となることが予想されます。